

「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」の策定について

困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力被害者等を支援するための「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」（以下「新計画」という。）を策定することとし、今般、令和6年度を初年度とする新計画案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和5年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に新計画素案を報告
	新計画素案に対するパブリック・コメントを実施
令和6年1月	神奈川県男女共同参画審議会において新計画案を審議

(2) 策定のポイント

ア 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指す計画とする。

イ 基本理念

(ア) 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施する。

(イ) 当事者目線に立った支援

困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施する。

(ウ) 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施する。

ウ 重点目標

- (ア) 関係機関と連携・協働した支援体制の充実
関係機関と連携した支援体制や、支援人材育成等を充実させる。
- (イ) 早期発見・対応と周知啓発
困難な問題を抱える女性等の早期発見・対応、支援に関する周知啓発や暴力等の未然防止に向けた意識啓発を強化する。
- (ウ) 安心して相談できる体制の整備
相談窓口等の機能充実や利用促進を行う。
- (エ) 安心・安全が守られる保護体制の整備
困難な問題を抱える女性等の安心・安全を確保し、一時保護における利用者への適切な支援を行う。
- (オ) 自分らしく暮らすための自立支援の促進
安心・安全で自立した生活に向けて、切れ目ない支援体制を整備する。

(3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月15日～令和6年1月14日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報 X（旧Twitter）への投稿、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数 254件
- (イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 第1章「女性支援事業の経緯と今日的意義」に関する意見	7
b 第2章「計画の基本的な考え方」に関する意見	4
c 第3章「困難な問題を抱える女性の状況及び取り組み	7

むべき事項」に関する意見	
d 第4章「計画の内容」に関する意見	190
e 第5章「推進体制」に関する意見	10
f 参考資料に関する意見	2
g 計画全体に関する意見	27
h その他	7
計	254

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	124
b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	17
c 今後の施策や取組の参考とするもの	76
d 計画に反映できないもの	22
e その他（感想・質問等）	15
計	254

(エ) 主な意見

- a 計画案に反映した意見
- ・ 相談者の生きづらさを解決するため、相談窓口を継続して設置してほしい。
 - ・ 売春防止法について、改正されてどうなったのか分かりやすく記述してほしい。
 - ・ 女性相談支援員には経験年数が長い人も短い人もいるため、意見を聞くなど工夫して、充実した研修を実施してほしい。
 - ・ 県の役割について、詳細を追記してほしい。
- b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見
- ・ 民間団体への委託や支援について、適切に評価してほしい。
 - ・ 当事者の家族を含めた保護体制を検討してほしい。
- c 今後の施策や取組の参考とする意見
- ・ 女性相談支援員の役割は重要なので、正規職員を増やし、雇用が安定するようにしてほしい。
 - ・ 相談窓口の時間帯や手段などを、もっと拡充してほしい。
- d 反映できない意見
- ・ 民間団体等が事業費を悪用する可能性があるため、県や市町

村のみで支援した方が良い。

e その他（感想・質問等）

- ・ 表題に「女性等」とあり、女性だけが対象でないことに注目した。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ パブリック・コメントを踏まえて、一部の文言を修正及び追記し、図・表の掲載箇所等を修正した。
- ・ 第1章の今日的な課題の考え方と、第4章の基本目標や基本理念とのつながりを、より分かりやすく記載した。
- ・ 女性のための総合相談窓口の設置や、社会とのつながりを維持した女性支援施設の確保などの新規施策を追記した。

(5) 今後のスケジュール

令和6年3月 新計画の策定